

# 告示

農栄会役員改選を下記のとおり行います。

令和5年3月17日  
役員選考委員会委員長 澤山 茂

令和5年度の総会では農栄会規約第3章第7条に基づき役員改選を行います。立候補会員または推薦する会員の氏名。卒期・連絡先及び5名以上の推薦会員名を連記の上、農栄会役員選考委員会まで、封書にて郵送してください。期日は令和5年5月8日までとします。

〒156-8502

東京都世田谷区桜丘 1-1-1

東京農業大学応用生物科学部 栄養科学科事務室内 農栄会役員選考委員会

農栄会規約第6条（役員）本会は次の役員を置く。

会長 1名

副会長 5名以内

理事 15名以上 20名程度

監事 2名

農栄会規約第7条（役員を選出）

1. 役員を選出は総会において選出される。
2. 役員会は、役員任期終了年度の総会開催3か月以前に役員選考委員会を設け、その委員を選任する。
3. 役員選考委員会は5名以上の正会員をもって構成し、委員の互選による委員長を置く。
4. 役員選考委員会は役員選出の公示を行い、広く役員候補者を受け付ける。但し、役員候補者は5名以上の正会員の推薦を必要とする。
5. 会長及び副会長の選任は立候補または選考委員会の推薦とし、少なくとも1名は、役員経験者から、役員選考委員会が当該候補者を選任し依頼する。
6. 役員選考委員会は、役員候補者を総会に報告し、その出席者の過半数の同意により選出する。
7. 監事2名は会長が委嘱する。

以上